



葛飾区議会議員

みずま雪絵ニュース

2022年10月27日

みずま雪絵事務所

〒125-0063

葛飾区白鳥 3-26-13 中村荘 101号

TEL 03(6662)7623 FAX 03(6662)7617

e-mail info@mizuma-yukie.org

## 10年協定のリリオ亀有リノベーションプロジェクト事業

### 5年目の折り返し 負担金の効果検証を

10/13に葛飾区議会第3回定例会が閉会しました。9月30日に行なわれた2021年度決算審査特別委員会第1分科会で、みずま雪絵はリリオ亀有リノベーションプロジェクト事業費の負担金について、質疑しました。

本事業は、亀有地区のにぎわい創出、リリオ館の集客・収益へのシャワー効果を目的に、リリオプロジェクトとして葛飾区が都市再生機構(UR)・リリオ亀有の管理会社・絵本事業を行なう民間事業者と2017年に協定を結び2018年に始まりました。リリオ亀有リノベーションプロジェクト事業費の負担金は、10年間にわたり葛飾区が民間事業者の運営費とテナント賃料を負担するものです。2021年度決算では8,129万円となっています。

2022年は本事業5年目の折り返しとなります。決算審査では2021年度の事業実績を質疑した後、これまで本事業がリリオ館・地域周辺へどのような効果をもたらしたのか検証し示すよう求めました。

亀有駅南口地区は、葛飾区で最初に駅前大規模再開発が行われた場所です。葛飾区が現在も進める駅前再開発事業のあり方という側面からみても、このような税金投入を推進することは、後に区民の大きな負担になるのではないかと心配です。「公民連携」と言われる事業への税金投入は慎重に見極める必要があると考えます。

#### 新総合庁舎整備の概要書策定 全員協議会

区は新総合庁舎整備の概要書を策定したことをうけ、10/11に区議会全員協議会が行なわれ、概要についての説明・質疑が行なわれました。12月に行なわれる第4回定例会へ、総合庁舎の位置を変更するための条例を提案する予定としています。

みずまは、総合庁舎の移転建替え場所に予定されている立石駅北口地区再開発事業に伴う、公共施設の集約・再編の検討について質疑しました。葛飾区のホームページからご覧頂けます。



講演会のおしらせ

「電力逼迫(ひっぱく)」本当ですか  
電気を原発に頼ることで何が起きますか  
“とめよう東海第二原発”

お話 山崎久隆さん(たんぼぼ舎共同代表)

日時 11月5日(土) 13:30~

場所 青戸地区センター 4階ホール

参加費 資料代/500円 先着80名定員

主催 「ひろば葛飾から」

## 区政・労働・生活相談を行っています。

困った時に助け合うのはお互い様です。みずま雪絵事務所は1人でも、パートでも加入できる「ユニオンネットお互いさま」と連携しています。相談は秘密厳守、無料です。

- ◆ 「解雇」「雇止め」「労働条件の変更」などを言われたら、即答しないで、相談しましょう。
- ◆ 解雇は「合理的な理由」がない限り違法です。
- ◆ 仕事でのケガや病気は会社の責任。労災の治療費は無料、休業中の賃金補償も請求できます。
- ◆ 請負・派遣トラブルはありませんか？契約期間の途中打ち切りや労働条件の反故は違法です。
- ◆ パートでも半年勤務すれば有給休暇があります。サービス残業は犯罪です。

2022年10月から

東京都の最低賃金は **1,072** 円になりました。(2021年1,041円)

### ユニオンネットお互いさま

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2-15-9 武蔵野ビル2F

電話：070-6576-2071

FAX：03-5577-7263

E-mail：info@otagaisama.org

### みずま雪絵事務所

〒125-0063

葛飾区白鳥3-26-13 中村荘101号

TEL 03(6662)7623 FAX 03(6662)7617

e-mail info@mizuma-yukie.org

## 日本通運の労働契約法18条潜脱 無期転換逃れ解雇撤回を

「ユニオンネットお互いさま」の組合員であるOさんは、2018年3月31日に「期間満了による雇い止め」として、7年4か月間働いた日本通運を解雇されました。Oさんはこの「雇い止め」は労働契約法18条に違反する無期転換逃れであるとして、2018年4月2日東京地裁に提訴しました。2020年10月1日、被告を不起訴とする不当判決が出されました。原告Oさんは、10月7日に東京高裁に控訴しました。

東京高裁で、2022年7月6日結審となり、11月1日に判決が言い渡されます。

※2013年に改正された労働契約法の18条は、「雇止め」の雇用不安に対して通算5年以上働いた有期雇用労働者に無期契約への転換権を与えており、2018年4月1日から無期転換権が発生しました。このような潜脱行為がまかり通れば、労働契約法18条の実効性は失われてしまいます。現在、改正法の見直しが行われています。